

お知らせ

保育所入所負担金(保育料)を一部変更

こども家庭課
☎229-3167 📠229-3451

4月1日から、以下の条件を満たす世帯は保育所入所負担金(保育料)が無料になります。

対象 前年分の所得税が課税されていない世帯で、前年度分の市民税が非課税の一人親世帯または在宅障がい児(者)がいる世帯

※生活保護を受けている世帯を除く

在宅障がい児(者)とは

- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた人
- 特別児童扶養手当の支給対象になっている子ども
- 国民年金の障害基礎年金等の受給者

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用を助成

健康づくり課
☎229-3310 📠229-3287

助成を受けるには助成券が必要です。

対象 市内に住民登録がある満65歳以上の人(脾臓を摘出している人と公害健康被害認定を受けている人を除く)

助成額 上限3,000円(助成は生涯に1回のみ)

助成を受けるには

- ①必ずワクチン接種前に、各保健センターにある助成申請書に記入・押印の上、直接または郵送で提出してください。
※助成申請書は津市ホームページからもダウンロードできます。
- ②後日助成券が送付されますので、接種当日に医療機関へ提出し、予防接種費用から助成額を差し引いた額を医療機関へお支払いください。

※3月以前に交付を受けた助成券は、有効期限が切れているため使用できません。3月31日までに接種できなかった人は、再度申請してください。



インターネットを利用した市有地の売却

財産管理課
☎229-3125 📠229-3444

利用していない市有地などの公有財産を、インターネットを利用して売却しています。

4月9日(火)13時から、Yahoo!官公庁オークションの公有財産売却ページに、市有地売却に関する情報を掲載します。入札方法など、詳しくはお問い合わせください。

4月1日から

育成医療、低体重児などに関する窓口が変わります

4月1日から、育成医療と低体重児・未熟児に関する窓口が、県の保健所から市へ変更になります。

業務名	内容	変更後の窓口
育成医療(自立支援医療)の手続き	身体に障がいがある、または疾患の治療を行わないと将来重度の障がいが残ると認められる18歳未満の児童に、確実な治療効果が期待できる場合、保険診療分の医療の給付が受けられます。 対象疾患 …肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、内臓障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	障がい福祉課 ☎229-3157 📠229-3334
養育医療の手続き	出生時の体重が2,000グラム以下である場合など、養育のため入院治療を必要とする未熟児について、保護者の申請により、養育医療の保険診療分の給付が受けられます。	
低体重児の届け出	体重が2,500グラム未満の乳児の保護者は、速やかにその旨を市に届け出なければなりません。妊娠中に交付した「母子保健のしおり」の中にある「低体重児出生届」を健康づくり課へ郵送するか、最寄りの保健センターの窓口へ提出してください。	健康づくり課 ☎229-3310 📠229-3287
未熟児の訪問指導	養育上必要があるときは、市の保健師などが未熟児の保護者を訪問し、必要な指導を行います。	